

広島市信用組合 News Release

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素は、格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

2021 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」を踏まえ、金融界は政府・産業界と一丸となって、2026 年度末（令和 9 年 3 月末）までの手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを行っております。

当組合は、これらの社会的要請を踏まえ、以下の対応を実施しますので、お知らせいたします。

1. 新規開設した当座預金の手形・小切手帳の発行停止

適用開始日：令和 7 年 7 月 1 日（火）

令和 7 年 7 月 1 日（火）以降に新規開設した当座預金は手形・小切手帳を発行いたしません。

2. 当座預金の払戻請求書による出金について

適用開始日：令和 7 年 7 月 1 日（火）

令和 7 年 7 月 1 日（火）以降、当組合所定の払戻請求書へ記名・届出印の押印をいただくことでお引き出しいただけます。

3. 既存当座預金の手形・小切手について

令和 7 年 6 月 30 日（月）現在で当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続き手形・小切手をご利用いただけます。

しかしながら、当組合は 2026 年度末での手形・小切手の全面的な電子化に向けて取り組みをおこなっており、手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましては、シシンヨーでんさいネットサービスやシシンヨー法人向けインターネットバンキングサービスといった電子的決済手段の利用をご検討いただきますようお願いいたします。

4. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

代金取立の受付停止日：令和7年7月1日（火）

2027年4月1日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当する手形等を既にお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、**令和7年6月30日（月）**までにお取引店でお手続きください。また、**令和7年7月1日（火）以降**、令和9年4月以降を期日とする手形等を受け入れられたお客さまは、支払呈示期間中にお取引店でご入金手続きをお願いいたします。

以上

○ご不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください。

本件に関する問い合わせ先

広島市信用組合 事務部 事務企画課：082-248-1171

受付時間：当組合営業日の午前9時から午後5時